

初期消火器具整備費補助金交付要綱

制 定 平成 23 年 3 月 17 日 消総第 1992 号（副市長決裁）
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 消予第 1337 号（消防局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、初期消火器具の整備についての補助金を交付することにより、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、もって地域防災力の向上と、出火防止意識の高揚を図ることを目的とする。
- 2 初期消火器具の整備についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で行うものとする。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会をいう。
 - (2) 初期消火器具 地域住民が初期消火のために使用する初期消火箱及びスタンドパイプ式初期消火器具並びに町内会等が所有する既存の初期消火箱に別表 2 に掲げるスタンドパイプ又は台車を新たに追加したもの（以下「追加器材」という。）をいう。
 - (3) 初期消火箱 次に掲げる器材等により構成する、別表 1 に掲げる仕様によるもので、消火栓の付近に設置するものをいう。
 - ア 消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本
 - イ 筒先（管そう 40 ミリ又は 50 ミリ）及び可変ノズル 1 本
 - ウ 媒介金具 1 個
 - エ 消火栓蓋開閉キー 1 本
 - オ 消火箱 1 台
 - (4) スタンドパイプ式初期消火器具 次に掲げる器材等により構成する、別表 2 に掲げる仕様によるものをいう。
 - ア 消防用ホース 40 ミリ又は 50 ミリ 3～5 本
 - イ 筒先（管そう 40 ミリ又は 50 ミリ）及び可変ノズル 1 本
 - ウ スタンドパイプ 1 本
 - エ 媒介金具 1 個（スタンドパイプ吐出側口径に接続するホース金具の口径を同一にした場合は、媒介金具を設けないことができる。）
 - オ 消火栓蓋開閉キー 1 本
 - カ 台車 1 台
 - キ 収納箱又は収納袋 1 台（枚）

- (5) 初期消火器具の整備 町内会等が初期消火器具を新規設置、更新設置又は一部更新設置することをいう。
- (6) 新規設置 町内会等が新たに初期消火器具を設置することをいう。
- (7) 更新設置 町内会等が所有する初期消火器具が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合に同じ場所に新たな初期消火器具を設置することをいう。
- (8) 一部更新設置 次のいずれか又は全てに該当するもので、かつ、一回の器材の更新で初期消火器具を使用可能な状態にすることをいう。
 - ア 町内会等が所有する初期消火器具の一部の器材が、経年劣化等を理由に使用が困難になった場合に新たな器材に更新すること。
 - イ 町内会等が所有する既存の初期消火箱に追加器材を加えること又は追加器材が収納できない場合に別表 2 に掲げる収納箱に更新すること。

(対象団体)

第 3 条 この要綱における補助金の交付対象団体は、消火栓が設置されている地域であって、家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域に存する町内会等のうち、地域の消火力向上のため初期消火器具を整備し、取扱いに関する訓練等を定期的の実施できる町内会等とする。

(対象経費)

- 第 4 条 この要綱において、新規設置又は更新設置を行う場合に補助の対象となる経費は、初期消火器具の整備に要する経費の 3 分の 2 に相当する額とする。ただし、一件につき 200,000 円を上限とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 この要綱において、一部更新設置を行う場合に補助の対象となる経費は、初期消火器具の整備に要する経費の 3 分の 2 に相当する額とする。ただし、一件につき 70,000 円を上限とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 この要綱において、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合の補助の対象となる経費は、初期消火器具の整備に要する経費の 10 分の 9 に相当する額とする。ただし、一件につき、270,000 円を上限とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則として毎年 9 月末日までとする。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、初期消火器具整備費補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。
 - 3 補助金規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書

への記載事項は、整備種別、整備内容、整備費用総額、設置場所、設置場所周辺の状況等及び申請理由とする。

- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、見積書の写し、初期消火器具設置位置図及び土地及び施設の使用承諾・許可書の写し（町内会等の倉庫等に保管する場合はこの限りでない。）とする。ただし、補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを添付するものとする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第5条第1項第3号及び第4号の記載事項並びに補助金規則第5条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号の添付書類とする。

（交付決定通知）

- 第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、初期消火器具整備費補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、初期消火器具整備費補助金交付決定通知書（第3号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により行うものとする。

（申請内容の変更）

- 第7条 申請者が交付申請の内容を変更する場合は、初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認申請書（第4号様式）（以下「交付申請内容変更承認申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項以外の軽微な変更は承認を要しないものとする。
- (1) 整備費用総額及び算出基礎
 - (2) 設置場所
 - (3) その他市長が必要と認める条件
- 2 交付申請内容変更承認申請書の提出可能な期間は、市長から交付決定通知書の交付された日から、初期消火器具整備費補助金確定通知書（第10条）が交付される日までの間とする。
 - 3 市長は前項の申請があった場合に変更の承認を通知する場合は、初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認通知書（第5号様式）により行うものとする。
 - 4 市長は第1項の申請があった場合に変更の不承認を通知する場合は、初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更不承認通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める申請者が補助金交付申請の取下げをすることのできる期日は、申請者が初期消火器具整備費補助金確定通知書（第10条）を交付される日までとする。

- 2 申請者が前項の規定による申請の取下げを行うときは、初期消火器具整備費補助金交付申請取下書（第7号様式）を用いなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第14条第1項第1号に基づく書類 実績報告書（第8号様式）
 - (2) 第14条第1項第2号に基づく書類 収支計算書（第9号様式）及び領収書の写し
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第3号、第4号及び第5号に関する書類及び事項とする。

（補助金額の確定通知）

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、初期消火器具整備費補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、初期消火器具整備費補助金請求書（第11号様式）を用いなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助金規則第24条の規定に違反したとき。
 - (5) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 市長は前項の規定による取消しをした場合は、初期消火器具整備費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、10年とする。

（関係書類の保存期間）

第14条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、10年とする。

(初期消火器具の使用)

第15条 初期消火器具は、消防署又は消防団の行う取扱指導を受けた者が使用することとする。

2 初期消火器具は、火災又は訓練以外に使用しないこと。

なお、訓練を行おうとするときは、消防署に連絡するとともに、消防署又は消防団の立会いのもとに行うこととする。

(保守管理)

第16条 保守管理は、町内会等で行うこと。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年 8 月 31 日までの間に申請された改正前の第 2 条第 2 項第 2 号による初期消火箱は、改正後の第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づく初期消火箱とみなす。

3 補助金交付申請書の提出期日については、平成 25 年度のスタンドパイプ式初期消火器具の整備費補助金申請に限り、第 5 条第 1 項の規定によらず、平成 25 年 10 月 31 日とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ()

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別 ☐ 初期消火箱、☐ スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容 ☐ 新規設置、☐ 更新設置、☐ 一部更新設置

3 整備費用総額 _____ 円

4 設置場所
_____ 区

5 設置場所周辺の状況等

- ☐ 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近____mに消火栓あり）
☐ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
☐ 定期的に訓練を実施する

※設置場所が、横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める重点対策地域の場合

- ☐ 設置場所の住所が重点対策地域に該当する町丁目である。

6 申請理由

7 添付書類

- ☐ 見積書の写し
☐ 初期消火器具設置位置図
☐ 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

第2号様式（第6条第1項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長



初期消火器具整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました初期消火器具整備費補助金については、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付理由

担当 消防局 部 課
電話

第3号様式（第6条第2項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長



初期消火器具整備費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました初期消火器具整備費補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

1 補助交付予定金額

2 交付時期

3 設置場所

4 交付条件

- (1) この補助金は、申請以外の目的での使用又は他の事業への流用はできません。
- (2) 事業を中止するときは、速やかに市長に報告してください。
- (3) 初期消火器具の整備は、補助金交付の決定が行われた年度内に実施してください。
- (4) 初期消火器具の整備後は、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して提出してください。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (6) この補助金の交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (7) その他市長が必要と認める事項がある場合には、その内容を遵守してください。

担当 消防局 部 課
電話

第 4 号様式（第 7 条第 1 項）

年 月 日

横浜市長

団体名
住所
代表者職・氏名
電話 （ ）

初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日 第 号で補助金交付の決定を受けました、初期消火器具整備費補助金交付申請の内容を、次のとおり変更したいので申請します。

変更の内容	
変更の理由	
添付書類	

※ 申請内容の変更承認申請ができる期間は、初期消火器具整備費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）が交付された日から、初期消火器具整備費補助金確定通知書（第 10 条様式）が交付される日までの間です。

第 5 号様式（第 7 条第 3 項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長



初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認通知書

年 月 日に申請のありました初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認申請は、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

交付金額	
交付の条件	

担当 消防局 部 課
電話

第 6 号様式（第 7 条第 4 項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長



初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更不承認通知書

年 月 日に申請のありました初期消火器具整備費補助金交付申請内容変更承認申請は、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

不承認理由

担当 消防局 部 課
電話

第7号様式（第8条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 （ ）

初期消火器具整備費補助金交付申請取下書

年 月 日 第 号で補助金交付の決定を受けました、初期消火器具整備費補助金交付申請は、次の理由により取り下げます。

取下げ理由

※ 取り下げをすることができる期日は、初期消火器具整備費補助金確定通知書（第10号様式）を交付される日までです。

第8号様式（第9条第1項第1号）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ()

初期消火器具整備費補助金実績報告書

初期消火器具の整備が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

1 整備完了年月日

年 月 日

2 整備に要した費用総額

円

3 添付書類

☐ 設置後の写真

☐ 初期消火器具整備収支計算書

第 9 号様式（第 9 条第 1 項第 2 号）

初期消火器具整備 収支計算書

1 収入

項目	予算額	決算額	説明
収入計			

2 支出

項目	予算額	決算額	説明
支出計			

3 添付書類

☐ 整備に要した費用の領収書の写し

第 10 号様式（第 10 条）

第 号
年 月 日

様

横浜市長



初期消火器具整備費補助金確定通知書

年 月 日 第 号により交付を決定しました補助金について、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。

補助金交付額

担当 消防局 部 課
電話

年 月 日

横浜市長

団体名
住所
代表者職・氏名
電話 ()



初期消火器具整備費補助金請求書

年 月 日 第 号で確定通知のありました補助金について、次の
とおり請求します。

1 補助金の請求額
円

2 振込先金融機関・口座

銀行	支店
信用金庫	出張所
信用組合	支所
農業協同組合	
普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ)	
口座名義人	

※口座番号の確認のため、通帳の写しを添付してください。
※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※口座名義人が代表者以外の場合のみ、下記に記入してください。

上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者職・氏名



第 12 号様式（第 12 条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

初期消火器具整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日消予第 号で補助金交付の決定をしました初期消火器具整備費補助金
交付決定通知は、次の理由により取消しすることに決定しましたので通知します。

取消し理由

担当 消防局 部 課
電話

別表 1

初期消火箱仕様

器 材	仕 様	
消防用ホース	40mm×20m又は 40mm×15m若しくは 50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。	
筒先	管そう	40A又は50A、差込式 ただし、50Aの場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A又は50A筒先に取付可能なものとする。
媒介金具	差込異径媒介 （受け口 65mm、差し口 40mm又は 50mm）	
消火栓蓋開閉キー	別図 ※同等品も可能	
消火箱	片開き、鍵がかけられる構造で、全ての器材が収納できる大きさとする。 本体の塗装は赤色とし、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をするものとする。 消火箱には、自治会・町内会名を表示することができるものとする。	

スタンドパイプ式初期消火器具仕様

器 材	仕 様	
消防用ホース	40mm×20m又は 40mm×15m若しくは 50mm×20mのいずれかとし、使用圧力0.9MPa以上の消防用ゴム引きホースで、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。	
筒先	管そう	40A、又は 50A 差込式 ただし、50A の場合は、取っ手付とする。
	可変ノズル	直状、噴霧（約 120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なものとする。 40A 又は 50A 筒先に取付可能なものとする。
スタンドパイプ	単口引き上げ式（レバー付きも可とする）、口径 65mm 消火栓接続時、消火栓蓋開閉キーの操作に支障のない高さのものとする。	
媒介金具	差込異径媒介 （受け口 65mm、差し口 40mm 又は 50mm）	
消火栓蓋開閉キー	別図 ※同等品も可能	
台車	台車は、容易に移動ができる重量の金属製とし、ゴム車輪左右付にて上記すべての品目が積載できるものとする。 ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm 程度）が容易に乗り越えられる形状のものとする。 各資器材は運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。	
収納箱又は収納袋	台車に各器材が積載された状態で収納することができる大きさのものとする。 収納箱扉に鍵を設けることができるものとする。 正面にスタンドパイプ式初期消火器具とわかる表示をするものとし、自治会・町内会名を表示できるものとする。 台車自体が収納箱の機能を有する場合は、収納箱又は収納袋は設けず、上記正面の表示をするものとする。	

